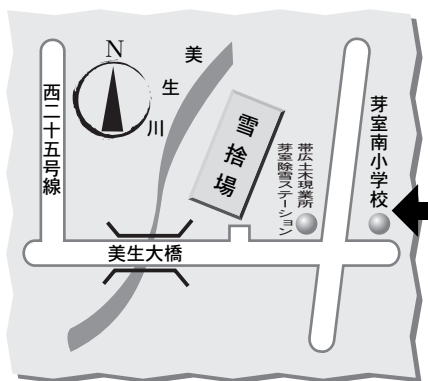


除雪作業にご協力をお願いします

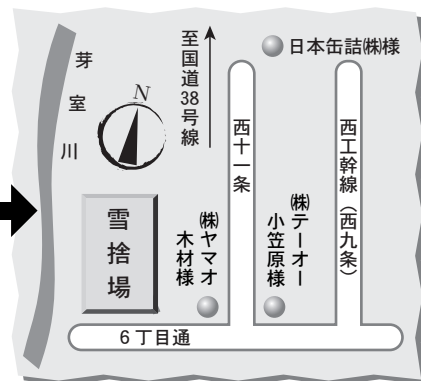
今年度から南2線の雪捨て場が工事のため使用できなくなりました。

- ・住宅地から道路へは雪を出さないでください。
- ・玄関前や車庫前の道路の除雪はご家庭でお願いします。
- ・通学児童・生徒の安全な登下校にご協力をお願いします。
- ・除雪の妨げになる路上駐車や車道の出入り用の台は置かないでください。
- ・深夜・早朝の作業にご理解をお願いします。
- ・ゴミを出すときは決められた場所・時間をお願いします。
- ・除排雪の雪を置く空き地を提供願います。
- ・屋根の雪が道路へ落ちる恐れがある場合は落雪防止装置などを付けてください。

①美生川雪捨て場(新生南6線31番地先)



②芽室川雪捨て場(芽室南1線35番1地先)



一般の雪捨て場は2か所です

ゴミが混入された雪の投雪は禁止します！

きれいな川を守るため、雪を捨てる場合、絶対ゴミを持ち込まないようにお願いします。

雪は捨て場の奥の方から捨ててください。

雪捨て場の広さは限られていますので、捨て場の奥の方から順に雪を捨てていただくようお願いします。

冬期間は、危険路線につき通行止めとなります。

道路幅が狭く安全確保が難しいため、町道大成南3線(西16号から帯広市境界西15号まで)(右図参照)は、通行止めとします。



【通行止期間】

平成20年12月1日～
平成21年3月31日

☎建設都市整備課管理係・建設係 ☎62-9726(内線424・423)

✉ k-kanri@memuro.net ✉ k-kensetsu@memuro.net

🚗車両管理センター(☎62-2037/西4条6丁目1)

農業委員会だより

農業者年金に加入しませんか

○農業者の方なら広く加入できます
農地を持っていない農業者や配偶者、後継者なども次の条件をすべて満たせば加入できます。

- ①20歳以上60歳未満
- ②国民年金の第1号被保険者
- ③年間60日以上農業に従事している

【農業者年金のメリット】

○少子高齢化時代に強い年金です
掛けた年金は加入者・受給者の数に影響されことなく支給される、積立方式の安定した年金制度です。

○保険料額が自由に決められます
自分が必要とする年金額の目標に向けて、月額2万円から最高6万7千円まで千円単位で保険料を設定できます。

○80歳までの保証が付いた終身年金です

80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取るはずだった金額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

○税制面での優遇措置

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象になります。

○認定農業者などの意欲ある担い手には、保険料の国庫補助があります

認定農業者など一定の条件を満たす農業者には国庫補助(政策支援)があり、最高半額までの助成を受けられます。

なお、国庫補助分は農業経営を後継者などに継承することで受給ができます。

詳しくは、お近くの農業委員、または農業委員会事務局まで。

●農地についてのお問い合わせは
農業委員会事務局農地振興係へ
☎62-9732(内線401・402)

✉ n-nouchi@memuro.net

12月の各種申請は12月10日まで